

令和5年7月25日
全 国 知 事 会

ジェンダー平等の実現に向けた提言

～ジェンダー主流化の浸透を目指して～

【ポイント】

- ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備を図るとともに、雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスを推進すること。また、政策・方針決定過程への女性の参画を促進すること。
- あらゆる暴力の根絶に向けた対策を推進するとともに、生活上の困難に対する支援を拡充すること。また多様な人材が活躍できる環境整備を促進すること。
- 地方で女性も活躍できる環境を整備するために、地方が本気で取り組むための十分な財源を確保すること。

ジェンダー平等の実現に向けた我が国の現状は、ジェンダー・ギャップ指数が世界第125位であることに表れているように、諸外国に大きく遅れをとっている。ジェンダー後進国と言わざるをえない現状の背景には、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、そうした意識に基づいた構造的な問題があると考えられる。

国際社会では、あらゆる政策や制度にジェンダーの視点を取り入れ、一人ひとりの活躍を社会の成長へつなげていく「ジェンダー主流化」が重要視されている。

我が国においても、多様性を尊重する誰もが生きやすい社会に向けて、ジェンダー平等の視点を持ち様々な課題を解決していくことが必要である。

あらゆる分野において、ジェンダー平等を実現するため、政府に対して以下のとおり提言を行うものである。

【第1部】 ジェンダー平等を実現するために

提言1 ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備

（1）固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組の促進

性別にかかわらず誰もが持つ無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを促し、その対処法を広く周知・啓発するため、メディアミックスによる政府広報の展開等取組を強化すること。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習の推進

中長期的視点で児童生徒に家族などへの感謝や愛情を育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習を必修にするとともに、小さい頃から「性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に貢献する」という教育・学習を推進すること。

(3) 選択的夫婦別氏制度の導入に係る議論の活性化【新規】

結婚に際して、いずれか一方が必ず氏を改めなければならない現行法制度は、改氏を強いられる側にとっては、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの指摘があることから、選択的夫婦別氏制度の導入に係る議論を加速させること。

(4) 男女共同参画の視点に立った税制や社会保障制度等の整備

厚生年金や健康保険の保険料負担が生じる130万円（事業所規模によっては106万円）の壁により、就業時間や日数を調整する「就業調整」が女性の活躍を妨げている要因の一つとなっていることから、就業者の多様な属性に配慮しつつ、働く女性の意欲を促進し働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度となるよう、税制や社会保障制度等の不断の見直しを行うこと。

(5) 男女共同参画の視点を踏まえた調査・分析

女性活躍に関する都道府県単位でのきめ細かい調査結果の公表・分析等がなされていないため、若年女性が個性と能力を発揮できる環境の整備や魅力的な地域づくりなど若年女性の地方定着・回帰策を検討するにあたり、地域の実情を踏まえ各都道府県・市町村単位の比較ができるよう各種既存統計の見直しを一層進めること。

提言2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 女性の正社員化・賃金向上

女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークに低下し、30代、40代以降は、非正規雇用が中心となる状況（「L字カーブ」）は、女性の経済的自立を阻む企業の労働慣行や家事・育児負担などの様々な問題の存在を示している。女性の正社員化・賃金向上を進め、男女間の格差解消と地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍の促進を加速する実効性ある取組を進めること。

また、若年女性の地方定着を促進するためにも、最低賃金の地域間格差を是正するとともに、ワーク・ライフ・バランスや生産性向上に加え、女性のキャリアアップやリスクリミングに取り組む中小企業等へインセンティブを付与する等、支援を充実すること。

(2) デジタル分野や理工系分野で活躍できる女性の人材の育成【新規】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上をけん引する高レベルなスキルを持った専門人材であるデジタル推進人材を育成するため、初等中等教育段階からS T E A M教育や情報リテラシー教育を進めるとともに、文理を問わず多くの大学・短大・高専等で数理・データサイエンス・A I教育に取り組むことを後押しすること。

理工系分野のジェンダー・ギャップが大きいことから、進路選択の際の「理工系は女子に向かない」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する取組及びキャリアパスやロールモデルに関する情報発信等の取組を強化すること。

また、「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、「デジタルスキル習得支援」及び「デジタル分野への就労支援」について、地域女性活躍推進交付金を拡充し地方での取組を支援すること。

(3) 中小企業等における柔軟な働き方の導入の推進

女性の就業継続や正社員化、管理職登用を進めるため、また、誰もが、子育てや介護、不妊・病気治療等を理由に離職することなく仕事と生活を両立するためにも、男性中心の労働慣行の見直しと同時に女性への家事・育児の負担の偏りの解消を進める必要がある。このため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入を支援するとともに、男性の家庭参画への理解促進を図ること。

(4) 男性の育児休業の取得促進

育児休業取得を社会全体で応援する機運醸成を図るとともに、事業主、雇用者双方に育児休業制度の理解を促進すること。また、育児休業による減収が生じないよう、育児休業給付金の給付率の引上げ、男性の育児休業等による子育てへの参画が当たり前になる社会の実現に向けた必要な法整備、男性の育児休業を一定期間義務づけ、取得を促すなどの独自の支援制度を創設する企業に対する支援等を行うこと。

(5) 仕事と子育ての両立支援及び幼児教育・保育の完全無償化

子育て世代が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、待機児童の解消に向けた人材を確保すること。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満児も含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。

提言3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 政治分野における女性の参画拡大【一部新規】

日本では政治分野における女性の参画が著しく低い。諸外国においては「クオータ制」の導入等により、女性の政治参画が進んでいる状況に鑑み、「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組を進めること。

女性の政治参画の障壁となっているハラスメント対策を一層進めるとともに、立候補しやすい環境整備が重要であることから、企業等における立候補に伴う休暇の設定や不利益取扱いの禁止、公務員の立候補制限の見直し等についても検討を進めること。

(2) 経済分野における女性の参画拡大【新規】

企業の意思決定層への女性の登用を促進するためには、企業の規模に関わらず、経営者の意識改革が最も重要であることから、組織内の男女間の格差の要因となる労働慣行等を分析し積極的な改善策を講じるとともに、生産性の向上や業績の上昇が認められた好事例を収集・活用し、経営者の気づきと行動変容を促す取組を進めること。諸外国では、役員比率等にクオータ制を導入している事例があることから、制度面での取組も進めること。

(3) 地域における男女共同参画の推進（自治会、防災分野等）

自治会やPTA等のリーダーは男性が多く、また、防災活動は男性が担うことが多い。地域活動に女性の意見を取り入れるため、根強い固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、地域における女性のリーダー育成や防災に関する施策・意思決定の場への参画及び自主防災組織や避難所運営等において責任ある役割を女性も担うなど、防災分野での女性の活躍促進に向けた取組に対する支援を行うこと。

(4) 教育分野における女性の参画拡大

すべての教職員が仕事と生活を両立できるよう、勤務時間管理の徹底や担うべき業務の明確化等、働き方改革を推進すること。さらに、女性教員の管理職登用を促進するため、様々な経験や役割を担う機会の確保などキャリアアップに向けた積極的な取組に対する支援を行うこと。

提言4 生涯を通じた健康支援の強化

(1) 職場等における女性の健康に関する理解促進

妊娠・出産、更年期等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぎ仕事との両立を図るために、職場の理解が重要であることから、働く女性の健康に関する研修や正しい情報の啓発を促進すること。

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意識の浸透

望まない妊娠について女性の自己決定権を尊重し、かつその負担を少しでも軽くすることを目指して、教育や相談支援、健診等を通して体や生殖の仕組みだけでなく、ジェンダー平等や性的同意について誰もが年代に応じて学ぶことができる機会を増やすこと。

【第2部】 あらゆる暴力を根絶し、様々な困難を克服するために

提言5 暴力の根絶に向けた対策の推進

(1) 暴力の根絶に向けた啓発、教育、学習の充実

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり根絶すべきものである。加害者や被害者、傍観者を生まないために正しい認識が浸透するよう教育の機会を確保するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発活動に対する財政支援を講ずる等、若年層を対象とする予防啓発を拡充すること。

(2) DV被害者に対する支援体制の充実

相談から自立支援に至るまで、当事者に寄り添ったきめ細かい支援を実施するためには地域における民間団体との連携が重要であるが、地方においては行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、都市部のNPOが持つ団体や人材育成のノウハウを地方が共有し活用できる仕組みづくりを行うなど全国的なサービスの平準化を検討すること。

(3) 性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける24時間365日オンコール体制を整えるため、相談員の確保と支援体制の充実及びメール、SNS等を活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。

また、AV出演被害防止・救済法の相談体制については、国において相談専用ダイヤルを設置するとともに、ワンストップ支援センターの人員体制や関係機関との連携体制等の強化を図るために必要な財政的支援、相談者対応のための情報提供及び助言などの支援を十分に行うこと。

提言6 生活上の困難に対する支援

(1) 不安を抱える女性への支援

望まない孤独や孤立で不安を抱える女性が、社会とのつながりを回復することができるよう、支援を継続すること。デジタルを利用できる環境が整わない等、情報弱者がいることを念頭に支援を必要としている方に確実に支援が届くよう有効な周知方法を検討すること。また、婦人相談所や男女共同参画センター等関係機関のSNS等による相談機能の充実に伴う人的配置や環境整備等への支援を拡充すること。

(2) ひとり親家庭の生活基盤の確保

一人で子育てと生計を担うひとり親は、非正規雇用労働者が多いことなどから経済的基盤が弱く、ウクライナ情勢による物価高騰等の社会経済の影響を強く受けやすいため、養育費確保制度の創設や児童扶養手当等各種給付金の増額など支

援を強化すること。

(3) 学校等における生理用品の無償提供の恒久化及び非課税化

コロナ下における女性の経済的困難により顕在化した、いわゆる「生理の貧困」については、女性の健康と人権を守るために、全ての学校等における生理用品の無償提供の恒久化を検討すること。

また、女性特有の生理は、心身の不調等による女性の社会参画への影響に加えて金銭的負担も大きいことから、生理用品の非課税化を検討すること。

提言7 多様な人材が活躍できる環境整備

(1) 多様な性的指向・性自認への理解促進

誰もが生きづらさを抱えることなく、L G B T等の当事者を含め皆が安心して暮らせる社会の実現に向けて、多様な性的指向・性自認に関する適切な理解を促進すること。

また、性的指向・性自認の多様性を認め合い、あらゆる人が個性や能力を最大限に発揮し活躍できるよう、実態把握のための調査を実施しながら、丁寧な議論を積み重ね、多様性への配慮に係る全国統一の方針や取組を提示すること。

【第3部】 地方で女性も活躍できる環境を整備するために

提言8 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

(1) 地域女性活躍推進交付金の充実

事業成果の定着を図るための十分な財源確保と複数年の継続事業も交付対象とする等、柔軟で使いやすい運用とすること。特に地域においては、中小企業・小規模事業者等における女性活躍が課題となっており、地域女性活躍推進交付金により支援を強化すること。

(2) 女性活躍応援基金（仮称）の創設

地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。